



職員の懲戒処分について

2025年8月21日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 被処分者 議会事務局 課長級（50歳）
（当時 市民生活部 課長級）
- 非違行為の概要 被処分者は、養父地域局にて発生した公金亡失事案において、当初発覚した3件の亡失について上司への報告を行わず、自ら亡失額を私費で補填した。4件目の公金亡失が発覚し、上司への報告を行ったが、最初の3件については2025年4月まで報告を行わなかった。

【亡失金額及び発覚日】

2025年4月 報告分	①	11,340円	2024年6月20日発覚	(6月7日領収)
	②	11,300円	2024年7月9日発覚	(7月8日領収)
	③	11,200円	2024年8月1日発覚	(6月7日領収)
	④	5,800円	2024年8月27日発覚	(7月8日領収)
	⑤	27,400円	2024年8月28日発覚	(8月7日領収)
	⑥	39,000円	2024年9月26日発覚	(7月19日領収)
	⑦	4,800円	2024年10月18日発覚	(7月8日領収)
	⑧	67,700円	2024年10月19日発覚	(6月14日領収)
	⑨	67,870円	2024年10月19日発覚	(8月1日領収)
	⑩	25,000円	2025年4月11日発覚	(8月9日領収)

- 処分内容 減給（10分の1）1か月（懲戒処分）
- 処分発令日 2025年8月21日（木）
- 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号
（地方公務員法若しくは条例等で定める義務違反）

【市長のコメント】

この度の市職員の不適切な公金の取り扱い及び対応により、市民の信頼を損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。今後はこのような事案が起こらないよう、適正な事務処理の徹底に努め、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：南 奈津子
電話：079-662-3161